

各 位

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 5 月 12 日の取締役会において、2022 年 6 月 24 日開催予定の第 13 期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 2022年2月10日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業展開並びに事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。
- (3) 株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を定める現行定款第12条第2項の削除を行うものであります。
- (4) 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (5) 取締役会の意思決定の客観性及び透明性の向上を図る観点より、柔軟に議長を選任できるようにするため、現行定款第25条(取締役会の招集者及び議長)に定める取締役会の招集者及び議長をそれぞれ取締役会において、あらかじめ定めた取締役に変更を行うものであります。
- (6) 社外取締役でない非業務執行取締役についても、責任限定契約の締結を可能とすることにより、職務の遂行にあたりその能力を発揮し期待される役割を果たし得るための一助とするため、現行定款第30条(社外取締役との責任限定契約)の変更を行うものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (7) その他、上記の変更に伴う条数の整備、字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

2022年6月24日 (予定) 2022年6月24日 (予定)

以上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(8) <条文省略> <新設> (9) 前各号に附帯関連する一切の事業	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)~(8) <現行どおり> (9) 各種動産のリース、賃貸借、売買(割 <u>賦販売含む)及び保守管理</u> (10) 前各号に附帯関連する一切の事業
第3条 <条文省略>	第 3 条 < 現行どおり >
 (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (<u>3</u>) 会計監査人
第 5 条 <条文省略>	第 5 条 < 現行どおり >
第2章 株式	第2章 株式
第6条~第11条 <条文省略>	第6条~第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は、随時必要ある場合にこれを招集する。 2 株主総会は本店所在地又はこれに隣接する地のほか、千葉県松戸市においても、これを招集することができる。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時 株主総会は、随時必要ある場合にこれを招 集する。 <削除>
第 13 条 <条文省略>	第 13 条 <現行どおり>
(招集者及び議長) 第 14 条 株主総会は、社長がこれを招集し、その議長となる。 2 社長 <u>が</u> 欠員又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集者及び議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役</u> 社長がこれを招集し、 その議長となる。 2 <u>取締役</u> 社長 <u>に</u> 欠員又は事故あるときは、取 締役会においてあらかじめ定めた順序によ り他の取締役がこれに代わる。
(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
	(#4 子如 人 次 如
<新設>	(株主総会資料の電子提供)第15条当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、
<新設>	電子提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう ち、法務省令で定めるものの全部又は一部 について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載
	することを要しないことができる。
第 16 条~第 18 条 〈条文省略〉	第 16 条〜第 18 条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は、20名以内とする。	第 19 条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役</u> を除く。) は、20 名以内とする。
<新設>	2 当会社の監査等委員である取締役は、5名 以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会 <u>において</u> 選任する。	第 20 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ</u> <u>以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会 <u>の決</u> 議によって選任する。
2 取締役の選任決議については、議決権を行 使することができる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権	2 <現行どおり>
の過半数をもって行う。 3 取締役の選任は累積投票によらないものと する。	3 <現行どおり>
<新設>	4 当会社は、法令に定める監査等委員である 取締役の員数を欠くことになる場合に備え、 株主総会において補欠の監査等委員である
<新設>	取締役を選任することができる。 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、その選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株
<新設>	主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
<新設>	※のものに関する足時休主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である 取締役の補欠として選任された監査等委員 である取締役の任期は、退任した監査等委 員である取締役の任期の満了する時までと する。

現行定款

(代表取締役)

第<u>22</u>条 当会社の取締役社長は会社を代表し、必要 に応じ取締役会の決議によって取締役会 長、取締役副社長及び専務取締役の<u>なか</u>か ら代表取締役を選定することができる。

(役付取締役)

第 <u>23</u>条 当会社は、取締役会の決議によって取締役 会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社 長、専務取締役及び常務取締役各若干名を 定めることができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益 は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集者及び議長)

第 25 条 取締役会は、<u>社長</u>がこれを招集<u>し、その議</u> <u>長となる。</u>

<新設>

2 <u>社長が</u>欠員又は事故あるときは、取締役会 においてあらかじめ定めた順序により他の 取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日<u>から</u>3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。

<新設>

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>出席した</u>取締役の過半数をもって行う。
 - 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

<新設>

変 更 案

(役付取締役)

第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。) の中 から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役 各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第<u>23</u>条 当会社の取締役社長は会社を代表し、必要に応じ取締役会の決議によって取締役会長、取締役副社長及び専務取締役の<u>中</u>から代表取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第25条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合</u> を除き、議長がこれを招集する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会が 選定する監査等委員は、取締役会を招集す ることができる。
 - 3 議長は、取締役会においてあらかじめ定め た取締役がこれにあたる。ただし当該取締 役に欠員又は事故あるときは、取締役会に おいてあらかじめ定めた順序により他の取 締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第26条 取締役会の招集通知は、会日<u>の</u>3日前まで に各取締役に対し発するものとする。ただ し、緊急の必要あるときは更にこの期間を 短縮することができる。
 - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手 続きを経ないで取締役会を開催することが できる。

(取締役会の決議方法)

- 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その</u>取締役の過半数をもって行う。
 - ? <現行どおり>

(重要な業務執行の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の 規定により、取締役会の決議によって、重 要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事 項を除く。)の決定の全部又は一部を取締 役に委任することができる。

現行定款 変 更 案 (取締役会の議事録) (取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びそ 第29条 取締役会における議事の経過の要領及びそ の結果並びにその他法令に定める事項につ の結果並びにその他法令に定める事項につ いては、これを議事録に記載又は記録し、 いては、これを議事録に記載又は記録し、 出席した取締役及び監査役がこれに記名押 出席した取締役がこれに記名押印又は電子 印又は電子署名する。 署名する。 第 29 条 <条文省略> 第30条 <現行どおり> (社外取締役との責任限定契約) (取締役との責任限定契約) 第30条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外 第31条 当会社は、取締役(業務執行取締役である 取締役の会社法第 423 条第1項の責任につ ものを除く。) との間で、当該取締役の会 き、善意でかつ重大な過失がないときは、 社法第423条第1項の責任につき、善意で 法令が定める額を限度として責任を負担す かつ重大な過失がないときは、法令が定め る契約を締結することができる。 る額を限度として責任を負担する契約を締 結することができる。 第5章 監査役及び監査役会 第5章 監査等委員会 (監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 <削除> (監査役の選任) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 <削除> <削除> 2 監査役の選任決議については、議決権を行 使することのできる株主の議決権の3分の 1以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって行う。 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に <削除> 基づき、法令に定める監査役の員数を欠く ことになる場合に備え、株主総会において 補欠監査役を選任することができる。 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力 <削除> を有する期間は、当該決議後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の開始の時までとする。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終 <削除> 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし <削除> て選任された監査役の任期は、退任した監 査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 <u>監査</u>役会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益は、 株主総会の決議によって定める。 <削除>

<削除>

現 行 定 款

(監査役会の招集通知)

第<u>36</u>条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日<u>から</u>3日前までに各<u>監査役</u>に対し発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは更にこの期間を短縮することができる。

<新設>

(監査役会の決議方法)

第<u>37</u>条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の</u>過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第<u>39</u>条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は定款の ほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会</u>規 程による。

(社外監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外 監査役の会社法第423条第1項の責任につ き、善意でかつ重大な過失がないときは、 法令が定める額を限度として責任を負担す る契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

第 41 条~第 42 条 〈条文省略〉

第7章 計算

第 43 条~第 44 条 〈条文省略〉

変 更 案

(監査等委員会の招集通知)

- 第32条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日<u>の</u>3日前 までに各<u>監査等委員</u>に対して発するものと る。ただし、緊急の必要あるときは更にこ の期間を短縮することができる。
 - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査等委員会を開催す ることができる。

(監査等委員会の決議方法)

第<u>33</u>条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>議決に加わること</u> ができる監査等委員の過半数が出席し、そ の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第<u>35</u>条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は定 款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監</u> 査等委員会規程による。

<削除>

第6章 会計監査人

第 36条~第 37条 〈現行どおり〉

第7章 計算

第 38 条~第 39 条 〈現行どおり〉

現行定款	変更案
<新設>	附 則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 1 <u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正</u> する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の
<新設>	日(以下「施行日」という。)から効力を生 ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か 月以内の日を株主総会の日とする株主総会 については、定款第15条(株主総会参考書
<新設>	類のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。